

## 石綿飛散防止対策の強化に向けた検討事項

## 1. 人材育成について

## (1) 事前調査の信頼性の確保について

[中間答申 Ⅲ 各論 「1. 事前調査の義務付け」より抜粋]

事前調査の実施を義務づける際には、事前調査の結果についての信頼性の確保が重要であり、一つの考え方として、建築物・建材等で使用されている石綿について適正な調査を実施できる調査機関の登録制度を設け、登録調査機関に調査を委託するよう勧奨するような制度を設けることが考えられる。

ただし、現在の我が国において、適正な調査を行うに十分な知識・技能を有する者がどの程度存在するのか、またそれらの者が所属する機関がどの程度存在するのかを勘案して、全国一律にこうした登録機関を活用して事前調査が行える体制が整うまで一定期間が必要と考えられる。また、建築材料の分析方法も課題と考えられ、改正後の制度の運用状況も踏まえて、登録制度の具体化について検討することが必要である。

また、建設業者自らが調査を行うような場合には、解体工事等のコスト削減を図ろうとして適正な事前調査を実施しないといった利益相反行為が生ずるため別の登録機関に分離発注する必要があるとの指摘がある一方で、登録機関は公正な調査を実施できる機関として登録されるものであり、自らが登録機関として調査を行うことを認めてもよいとの指摘もある。これらを踏まえ、適正な事前調査を行う知識・技能を有する人材等の育成等に加え、適正な調査の実施を確保する方法の必要性を検討することが考えられる。

人材育成の方策としては、次のようなものが考えられる。

- マニュアルの作成
  - ・「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」の改定 等
- 登録・資格制度の充実・創設
  - ・建築物石綿含有建材調査者の制度化（国土交通省） 等

## (2) 立入検査の実施方法等に関する技術的検討事項について

[中間答申 Ⅲ 各論 「3. 立入権限の強化」より抜粋]

特に近年、都道府県等において予算的・人力的制約が多くなり、一部では公害規制に対する取組の弱体化がみられるようになった。このため、今回の制度改正においては、立入検査対象を拡大する場合、検査に入る物件数が相当増えることも想定されるので、実務を担当する都道府県等が効率的に立入検査を実施するための環境も整備する必要がある。

具体的には、建築年代や建築物の構造など、特定建築材料の使用のおそれが高い建築物

等の情報を取り入れた、立入検査マニュアルを整備する等の対応が考えられる。

また、特定建築材料使用の有無について、例えば、アスベスト診断マニュアルの作成や技術講習会の開催などにより、国や関係機関が連携して、立入検査の現場で速やかに判断可能な技能を有する人材を育成する方法を検討することが必要である。

人材育成の方策としては、次のようなものが考えられる。

- 立入検査マニュアルの策定
- 技術講習会の開催 等

### (3) 測定の信頼性の確保について

[中間答申 Ⅲ 各論 「5. 大気濃度測定に係る評価基準及び測定方法」より抜粋]

十分な知識・技術を有しない測定機関が試料採取を行った場合、排気口の気流を考慮せず採取地点を決定したり、機器の操作ミスによる不適切な試料採取等の可能性がある。また、十分な技術を有しない分析機関が試料の分析を行った場合、石綿繊維の見落とし等の不正確な計測が行われる可能性がある。

このため、「1. (2) 事前調査の信頼性の確保」で述べた登録制度のように、精度の高い測定・分析技術を有する機関の登録制度を設け、登録機関に測定を委託するよう勧奨するような制度を設けることが考えられ、その必要性について、引き続き検討する必要がある。

なお、施工業者自らが測定を実施する場合には、前述の事前調査の場合と同様に、利益相反行為が生じる可能性についての指摘を踏まえ、適正な測定・分析を行う知識・技能を有する人材等の育成等に加えて、適正な測定の実施を確保する方法の必要性を検討することが考えられる。

## 2. リスクコミュニケーションについて（周辺住民への情報開示について）

[中間答申 Ⅲ 各論 「7. その他」より抜粋]

現行の大防法の作業基準では、特定粉じん排出等作業を行う場合は、見やすい箇所に特定粉じん排出等作業の実施の期間や作業の方法等を表示した掲示板を設けることが義務付けられている。

一方で、情報開示に関しては、条例に基づく取組や事業者による自主的な取組として石綿除去工事等についての説明会を実施するものもみられる。

事前調査の結果等の更なる情報開示が必要ではないかとの指摘もあり、今回検討している制度改正に伴い、現場での掲示を含む情報開示についても、追加すべきものがないか、検討する必要がある。

また、できるだけ早期の情報開示という観点も踏まえ、住民等への説明会等の実施といった更なる自主的な情報開示の取組についても、実行可能性を含めて検討する必要がある。

リスクコミュニケーションの方策としては、次のようなものが考えられる。

- ① 事前調査の結果の掲示（改正法により措置済）
- ② 住民等への説明会等の実施  
→ 条例等による取組について情報収集

(参考)

- ・ 条例による対策（事前調査結果の表示、広告物の配布等）（川崎市など）
- ・ 石綿の除去工事に係る事前周知と相互理解の促進に関する指針（埼玉県）